



安城市議会議員 石川つばさ通信 号外  
**市政レポート**

## 国土強靱化地域計画策定に予算

12月議会が終わり、全議案が原案通り可決されました。可決された議案には一般会計補正予算案もあり、同議案には国土強靱化地域計画策定に係る補正予算も含まれていました。

国土強靱化地域計画(地域計画)は、国の国土強靱化法(法)と国土強靱化基本計画(基本計画)に基づくものです。各自治体は、地域版の計画を策定できる事とされており、いわゆる「できる規定」となっています。したがって、策定は義務ではありません。ただ、地域計画を作らない自治体には補助金が支払われないこととなり、事実上、作らざるを得ない状況となっています。問題は、地域計画が法や基本計画に限りなく縛られた内容である点です。(裏へ)

### 「国土強靱化」のイメージ図

#### 国土強靱化基本法(根拠法)

・「国際競争力の向上資する」ことを重要視

基本理念  
反映

国土強靱化基本計画  
(国の計画)

国土強靱化地域計画  
(安城市など各地の計画)

調和

指針

国の他の計画

指針

市町村の他の計画  
(ex 第8次安城市総合計画)

各地の地域計画は、国の基本計画と「調和」の取れたものであることが求められており、自治体の裁量は効きづらい状態です。結果、国の基本計画の考え方が全国の隅々に行き渡ることになります。もちろん、安城市においてもです。

具体的に国の法や基本計画ではどのようなことが謳われているのかといえば、法の前文、1条「目的」、2条「基本理念」の根幹部分三箇所において「国際競争力の向上に資する」という文言が踊っています。この文言の意味するところは何かといえば、「我が国の安全性に対する国際的な理解と評価を高め、その結果、諸外国からの投資を呼び込むこと」であると、国会答弁がなされています。無論、防災対策を強化した結果、日本が安全な投資先と企業人に判断されるのであればそれはそれで結構です。しかし、それはあくまで防災・減災という目的を達するために必要な措置を講じた結果、副産物的に生じる事象であって、それ自体が目的化するのはどう考えても無理があります。平たく言えば、基本計画は防災のための計画ではなく、防災をダシにした公共事業計画と言えるのではないのでしょうか。

しかも基本計画は国が抱える他の計画に対し、「指針となる」存在と位置付けられており、他の計画よりも上位に位置づけられています。これにより、福祉や環境など他の施策よりも公共事業を優先する根拠となりかねません。特筆すべきは、これらの懸念から、根拠法となった国土強靱化基本法案に対し旧みんなの党や維新といった新自由主義政党も反対に回ったことです。

この度、予算がつけられた安城市の地域計画においても、こうした国の基本計画の考え方と「調和」の取れた内容となることが求められます。そして、基本計画と国の他の計画との関係がそうであった様に、自治体においても、地域計画は同自治体が抱える他の計画に対し「指針となる」存在であると位置付けられております。即ち、投資を呼び込み、国際競争力に資する国の計画に倣って作成される安城市地域計画が、第8次総合計画を含む他の計画よりも上位に座ることになります。

「道路はいらない、道路工事が欲しい」と言われた時代がありましたが、さすがに昨今はそんな露骨なことを言えばひんしゅくを買います。しかし、枕詞に「防災」とつくとうでしよう？中身ではなく、その名前から無条件に良いものであると思ってしまいがちです。この度の計画が、先々において無駄な公共投資や、2つの事業案を天秤にかけた時に防災・減災への効力よりも経済効果の大きさで物事が押し量られるなどの本末転倒を来さないか懸念されます。そして何より、補助金を人質に取られる形で各自治体が計画策定に動かざるを得なくなった経過を考えれば、地域計画策定後は、その計画自体をテコにして国からの様々な干渉を受けないかも気になるところです。